本省局部課長所管各庁の長

法務省定員規則(平成13年法務省令第16号)第2条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

法務大臣 古 川 禎 久 (公印省略)

法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則(平成13年法務省人定訓第80号大臣訓令)の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

区			分	<b>)</b>	定	員	備	考
本 省	内部部局	大	臣官	了 房		396人	1 及を 2 はの法のは書書る務秘むち司員制ち国支の強節にの法のは書書るの法のは書書るのは書書のの法のは書書のの法のは書書のの法のは書書のは書きのは、注と部、立部定	官 6 法しの 国法 人 人部司員人図図
		民	事	局		99人		
		刑	事	局		68人		

	矯 正 局	86人	
	保 護 局	50人	
	人権擁護局	28人	
	訟 務 局	90人	
	小 計	817人	
施 設 等 機 関	法務総合研究所	84人	
機	矯 正 研 修 所	85人	うち、24人は、 支所の定員とす る。
	刑務所、 少年刑務所 及び拘置所	19,692人	
	少 年 院	2,367人	
	少年鑑別所	1,144人	
	婦人補導院	2人	
	小 計	23,374人	
地方支分部局	法務局及び地方法務局	8,918人	
	矯 正 管 区	308人	
	地 方 更 生保 護 委 員 会	316人	
	保護観察所	1,512人	
	小 計	11,054人	

	検	察    广	11,863人	
	本	省計	47,108人	
出入国 在 留 管理庁	内部部局		139人	長官1人、次長1 人、審議官2人及 び参事官2人を含 む。
		出入国管理部	5 8 人	
		在留管理支援部	94人	
		小 計	291人	
	施 設 等 機 関	入国者収容所	252人	
	地方支	地方出入国在留管理局	5,638人	
	出入国在	留管理庁計	6,181人	
公 審 查 委 員 会	内部部局	事 務 局	4人	
公 安 調査庁	内部部局	総 務 部 ·	81人	長官1人及び次長 1人を含む。
		調査第一部	128人	
		調査第二部	170人	
		小 計	379人	
	施設等機関	公安調査庁研修所	8人	
I	1			

	地方支分部局		ĭ 局	1,353人	
	公安	調査庁	計	1,740人	
法	務省	合	計	55,033人	

## 附則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 検察庁の定員は、この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、 次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区		分	期	間	定	員
検	察	庁	令和4年12月	3 1 日までの間	11,	870人